

市第 193 号議案

横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正

1 条例の概要

対象 横浜市議会議員、市非常勤職員（嘱託員等）

内容 対象職員の公務災害及び通勤災害に対する補償制度※について、常勤職員と同様の補償が実施されるよう定めたもの

※補償＝療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、遺族補償等

2 改正の趣旨

「地方公務員災害補償法施行令」の改正に伴い、横浜市議会議員その他非常勤の職員の災害補償制度について定めた、「横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「条例」という。）の一部を改正します。

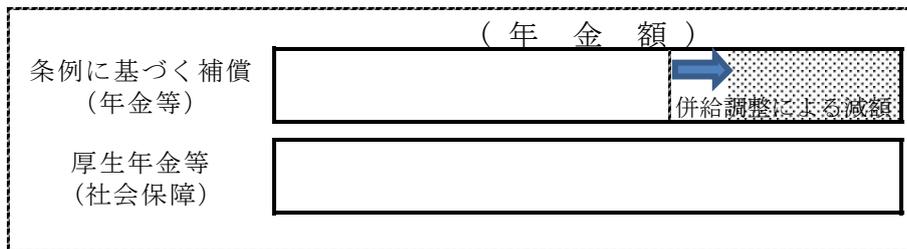
3 主な改正内容

公務災害補償制度により補償される傷病補償年金及び休業補償と、同一の事由により障害厚生年金等が支給される場合（併給時）の調整率の変更

条例に基づく補償	併給される年金	調整率	
		現行	改正後
傷病補償年金	障害厚生年金等	0.86	0.88
休業補償		0.86	0.88

＜併給調整制度の概要＞

同一の事由により公務災害補償条例に基づく補償と、厚生年金保険等の年金給付が併給される場合、損害の重複填補防止の観点から、条例に基づく年金給付に調整率を乗じることにより減額して支給する。



＜併給調整率の決定方法＞

- 労災補償の調整率 : 労働政策審議会の答申に基づき決定（年1回12月に開催）
- 地公災補償の調整率（常勤職員） : 労災補償と同一
- 本条例の調整率（非常勤職員） : 地公災補償（常勤職員）に準じて決定

4 施行日

平成 28 年 4 月 1 日